

## 令和5年度

### 公営児童クラブ加入申し込み（通年・夏休み）について

申し込み期間：令和4年11月1日（火）～11月30日（水）

公営児童クラブでは、通年利用を目的とする「通年児童クラブ」と、夏休み期間のみの利用を目的とする「夏休み児童クラブ」の申し込み受け付けを、令和4年11月に行います。  
「通年児童クラブ」と「夏休み児童クラブ」の両方に申し込むことはできません。

#### 【「通年児童クラブ」「夏休み児童クラブ」共通事項】

- 1 就労による加入要件は、勤務終了時間が15時以降で、1日4時間以上、平日3日以上、月12日以上の勤務であること、その他の理由の場合も含め、同居する直系親族で65歳未満の方（令和5年4月1日時点）が対象となります。
- 2 開所時間内に、原則保護者等成人の方の送り（学校休業日のみ）・迎えをお願いします。迎えは、必ず児童クラブ終了時間までをお願いします。  
学校休業日の入室は、7時45分（土曜日は7時30分※通年児童クラブのみ）からです。
- 3 延長利用については、別途申込書が必要です。
- 4 クラブ利用開始前に、スポーツ安全保険（年額800円の予定）への加入が必要です。
- 5 加入申込期間（令和4年11月30日（水））を過ぎたあとに、「通年児童クラブ」から「夏休み児童クラブ」へ申込区分の変更をする場合、申込期間終了後の受付対応となりますのでご注意ください。
- 6 就労証明書の事業所記入欄は必ず就労先の事業所が記入してください。個人（保護者）による記入と見受けられる場合は、事業所へ事実確認と保護者へ再提出を依頼します。
- 7 次年度の加入募集時点での内容となります。今後内容が変更になることもあります。

## 【 通年児童クラブ 】

- 1 通年児童クラブは、令和5年4月から1年を通して利用される方が対象です。  
1か月間、児童クラブの利用がなくても、在籍している場合はクラブ費が発生します。  
1か月間欠席する際、「欠席届」制度は原則、設けておりません。
- 2 受け入れの可否は、令和5年2月中旬頃までに各児童クラブから連絡しますが、申込者多数などの事由で判定に時間がかかり、連絡が遅れる場合もあります。  
市からの加入承認通知書は令和5年4月1日付けで交付します。
- 3 施設の状況などから申込者全員の受け入れができない場合もあります。
- 4 土曜日については、数クラブの児童を1か所の拠点クラブに集めて受け入れます。
- 5 校区内に第一・第二など複数の公営児童クラブがある場合、児童のクラブ振り分けについては、加入決定後、生涯学習課で行います。
- 6 校区外通学をしている児童は、要件によって児童クラブを利用できない場合があります。  
※校区外通学となる場合は、加入申込時に必ず児童クラブ支援員へお声かけください。

## 【 夏休み児童クラブ 】

(実施校区：二川、高師、芦原、天伯、牛川、下条、汐田)

- 1 夏休み期間中の平日のみ、市内7か所の拠点開設となります。実施場所は、小中学校ほか公共施設を予定しております。
- 2 加入申込書には、第3希望までご記入ください。第1希望のみの記入であった場合、他校区への希望はないものとし、他校区へのご案内・調整はいたしません。
- 3 就労証明書の提出は、令和5年4月24日(月)～5月12日(金)の間に、「加入申込書を提出した最寄りの公営児童クラブ」または、「生涯学習課」へご提出ください。令和4年11月の加入申し込み時は、「加入申込書」のみご提出ください。
- 4 加入可否の通知は、就労証明書等の審査を経て、令和5年6月を予定しております。

(豊橋市教育委員会 生涯学習課 放課後教育推進グループ 連絡先51-2856)